

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成24年4月1日
(第36期) 至 平成25年3月31日

株式会社サカイ引越センター

(E04218)

目次

頁

表紙

第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
1.	主要な経営指標等の推移	1
2.	沿革	2
3.	事業の内容	4
4.	関係会社の状況	6
5.	従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
1.	業績等の概要	7
2.	輸送、受注及び営業の状況	8
3.	対処すべき課題	10
4.	事業等のリスク	11
5.	経営上の重要な契約等	13
6.	研究開発活動	13
7.	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	13
第3	設備の状況	15
1.	設備投資等の概要	15
2.	主要な設備の状況	15
3.	設備の新設、除却等の計画	16
第4	提出会社の状況	17
1.	株式等の状況	17
(1)	株式の総数等	17
(2)	新株予約権等の状況	18
(3)	行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	19
(4)	ライツプランの内容	20
(5)	発行済株式総数、資本金等の推移	20
(6)	所有者別状況	20
(7)	大株主の状況	21
(8)	議決権の状況	22
(9)	ストックオプション制度の内容	23
2.	自己株式の取得等の状況	24
3.	配当政策	25
4.	株価の推移	25
5.	役員の状況	26
6.	コーポレート・ガバナンスの状況等	28
第5	経理の状況	34
1.	財務諸表等	35
(1)	財務諸表	35
(2)	主な資産及び負債の内容	66
(3)	その他	68
第6	提出会社の株式事務の概要	69
第7	提出会社の参考情報	70
1.	提出会社の親会社等の情報	70
2.	その他の参考情報	70
第二部	提出会社の保証会社等の情報	71

[監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月17日
【事業年度】	第36期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 真鍋 彰郭
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 真鍋 彰郭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第32期	第33期	第34期	第35期	第36期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高(千円)	49,257,137	48,333,260	49,766,610	54,632,647	58,649,620
経常利益(千円)	5,541,918	4,238,835	4,319,649	4,847,739	5,118,582
当期純利益(千円)	2,751,966	2,077,257	2,153,209	2,284,397	2,558,137
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	—	—	—	—	—
資本金(千円)	3,750,450	3,750,450	3,750,450	3,750,450	3,750,450
発行済株式総数(株)	9,781,600	9,781,600	9,781,600	9,781,600	9,781,600
純資産額(千円)	24,225,784	25,854,157	27,499,266	29,344,662	31,381,766
総資産額(千円)	40,262,021	45,248,849	46,257,473	48,841,971	52,985,272
1株当たり純資産額(円)	2,543.84	2,714.83	2,893.67	3,087.88	3,292.31
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	50 (25)	50 (25)	60 (25)	60 (25)	60 (30)
1株当たり当期純利益金額 (円)	286.08	218.12	226.17	240.38	269.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	286.06	218.11	—	—	268.30
自己資本比率(%)	60.2	57.1	59.4	60.0	59.0
自己資本利益率(%)	11.8	8.3	8.1	8.0	8.4
株価収益率(倍)	7.4	9.1	7.1	7.3	8.1
配当性向(%)	17.5	22.9	26.5	25.0	22.3
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	4,345,224	3,424,405	4,284,186	5,389,631	4,722,209
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	△4,754,586	△4,594,773	△2,973,594	△2,550,756	△3,321,354
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	47,995	1,377,128	△1,267,026	△2,505,894	△837,442
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	875,372	1,082,132	1,125,697	1,458,677	2,022,090
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	2,923 (4,925)	3,103 (5,143)	3,230 (5,043)	3,673 (5,626)	4,027 (5,601)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、「連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については記載しておりません。

2. 売上高の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当社は関連会社を有しておりませんので、「持分法を適用した場合の投資利益」欄は「—」で表示しております。

4. 第34期の1株当たり配当額には、記念配当10円が含まれており、第35期における1株当たり配当額には、特別配当10円が含まれております。

5. 第34期及び第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

当社の代表取締役会長であります田島憲一郎が、昭和46年11月に、堺市堺区に「新海商運株式会社（本社 大阪市浪速区：田島憲一郎の父、田島新一郎が設立した会社）」の営業所で、地元荷主数社を確保して、貨物自動車運送事業を始めました。しかしながら、企業荷主の荷物を運搬する貨物自動車運送事業は競合も激しいため、当時、徐々に需要が顕在化してきた不特定多数顧客（主として個人）を対象とする「引越」に着目し、引越市場の成長を予測して引越の受注を事業の中心とする「株式会社アーイ引越センター（貨物利用運送事業）」を昭和54年9月に設立いたしました。

その後、平成2年10月1日を合併期日として、「八洲運送株式会社（現当社代表取締役会長が経営する会社、資本金4,000千円）」に形式上吸収合併、同時に商号を「株式会社サカイ引越センター」とし、引越専門の運送事業会社として現在に至っております。

年月	事項
昭和54年9月	貨物自動車取扱事業を目的として、資本金2,000千円にて、株式会社アーイ引越センターを設立（本社所在地：大阪府堺市老松町（現堺市堺区））
昭和56年5月	商号を株式会社堺引越センターに変更
昭和57年4月	八洲運送株式会社（本社所在地：大阪府東大阪市）の株式を取得し子会社とする
昭和59年5月	神戸市兵庫区に神戸支社を開設
昭和59年6月	京都市伏見区に京都支社（現京都北支社）を開設
昭和60年12月	大阪府高槻市に北大阪支社を開設
昭和61年7月	横浜市鶴見区に横浜支社を開設
昭和63年5月	名古屋市中川区に名古屋支社（現名古屋西支社）を開設
昭和63年9月	本社を大阪府堺市石津北町（現堺市堺区）に移転
平成元年1月	福岡市東区に福岡支社を開設
平成元年5月	奈良県大和郡山市に奈良支社を開設
平成元年9月	東京都北区に東京支社（現東京北支社）を開設
平成2年10月	八洲運送株式会社を存続会社、株式会社堺引越センターを消滅会社として、両社は合併（合併比率1：1）し、同時に、商号を株式会社サカイ引越センターに変更
平成4年8月	和歌山県和歌山市に和歌山支社を開設
平成5年1月	岐阜県岐阜市に岐阜支社を開設
平成5年5月	静岡県静岡市（現静岡市駿河区）に静岡支社を開設
平成6年2月	滋賀県草津市にびわこ支社を開設
平成6年9月	岡山県岡山市（現岡山市北区）に岡山支社を開設
平成7年1月	千葉市中央区に千葉支社を開設
平成8年6月	埼玉県与野市（現さいたま市）に大宮支社を開設
平成8年7月	広島市南区に広島支社を開設
平成8年10月	大阪証券取引所市場第二部に上場
平成9年6月	愛媛県松山市に松山支社を開設
平成9年10月	株式会社新世紀サービス（現在、非連結子会社）を設立
平成10年5月	群馬県高崎市に高崎支社を開設
平成10年7月	香川県高松市に高松支社を開設
平成11年7月	三重県四日市市に四日市支社を開設
平成12年12月	仙台市宮城野区に仙台支社（現仙台中央支社）を開設
平成13年5月	新潟県新潟市（現新潟市東区）に新潟支社を開設
平成13年7月	栃木県宇都宮市に宇都宮支社を開設
平成13年8月	熊本県熊本市（現熊本市東区）に熊本支社を開設
平成13年10月	鹿児島県鹿児島市に鹿児島支社を開設
平成13年11月	山口県山口市に山口支社を開設
平成14年1月	札幌市西区に札幌支社を開設
平成14年10月	大分県大分市に大分支社を開設
平成15年1月	茨城県水戸市に水戸支社を開設
平成15年2月	宮崎県宮崎市に宮崎支社を開設

年月	事項
平成15年7月	石川県金沢市に金沢支社を開設
平成16年1月	山梨県甲府市に山梨支社を開設
平成16年1月	富山県富山市に富山支社を開設
平成16年2月	福島県郡山市に福島支社を開設
平成16年5月	山形県山形市に山形支社を開設
平成16年6月	長野県松本市に長野支社を開設
平成16年8月	防震グッズの販売開始
平成16年10月	本社研修センターを設置
平成17年2月	福井県福井市に福井支社を開設
平成17年5月	島根県松江市に松江支社を開設
平成17年11月	岩手県盛岡市に岩手支社を開設
平成17年12月	沖縄県那覇市に沖縄支社を開設
平成18年3月	東京証券取引所市場第二部に上場
平成18年9月	長崎県西彼杵郡に長崎支社を開設
平成19年3月	東京証券取引所及び大阪証券取引所市場第一部に指定
平成19年6月	青森県青森市に青森支社を開設
平成19年8月	高知県南国市に高知支社を開設
平成20年7月	秋田県秋田市に秋田支社を開設
平成21年7月	株式会社エヌケイパッケージ（現在、非連結子会社）を設立
平成22年7月	株式会社エレコン（現在、非連結子会社）を子会社化
平成22年8月	佐賀県小城市に佐賀支社を開設
平成23年7月	海外事業部を開設
平成24年6月	フランスのNippon Euromovers S A R L（現在、非連結子会社）を子会社化

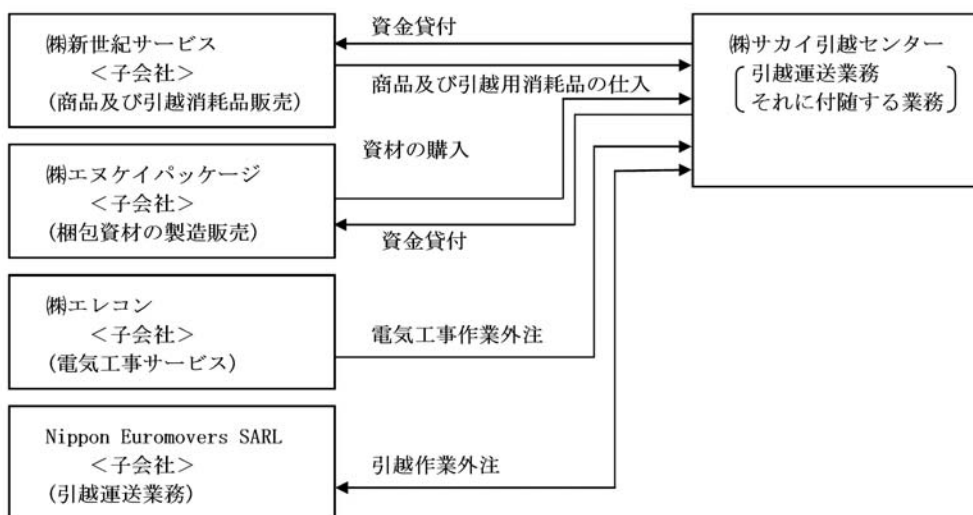
3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社サカイ引越センター）及び子会社4社により構成されており、事業は一般貨物自動車運送事業のうち引越運送事業、それに付随する業務を主とした事業活動を行っております。

当社が属する一般貨物自動車運送業界は、「貨物自動車運送事業法」（平成元年12月施行）及び「貨物利用運送事業法」（平成元年12月施行）上、それらの業務を行うためには国土交通大臣の許可が必要となっております。また、引越運賃料金の設定・改定（届出制）、事業計画の変更（認可制）等についても法定されております。

国内主要都市に支社を設置して、広く不特定多数の個人及び法人を対象として、委託を受けて作業を実施することにより、個人及び法人の利便を図ることを主業務としております。

[事業系統図]



(注) 当社は引越運送事業を日本全国に事業展開しているため、当該事業を地区別に区分してセグメントとしております。

なお、セグメントとブロック及び支社の関係は、以下のとおりであります。

セグメントの名称	ブロック名	支社名
北海道・東北地区	北海道ブロック	旭川、札幌、札幌北、札幌東、札幌南、函館
	東北ブロック	青森、秋田、岩手、仙台北(※)、仙台中央(旧 仙台)、東北(旧 仙台南)、山形、福島
関東地区	千葉ブロック	柏、松戸、千葉東、千葉中央、千葉、千葉南、船橋、市川
	東関東Aブロック	東京東、江戸川(※)、京葉、東京城東
	東関東Bブロック	東京北、東京城西、川口、東京中央、越谷、三郷、足立(※)、練馬
	東関東Cブロック	水戸、つくば、宇都宮、高崎、太田、大宮北、大宮、入間
	西関東Aブロック	東京南、品川、川崎、横浜北、横浜、横浜西、横浜南、横須賀
	西関東Bブロック	杉並(※)、世田谷、目黒
	西関東Cブロック	東大和、武蔵野、東京西、国立、八王子
	神奈川ブロック	相模原、町田、神奈川西、神奈川南、小田原、湘南、鎌倉
中部・東海地区	東海ブロック	長野、松本、山梨、沼津、静岡、掛川、浜松、豊橋、岡崎、豊田
	北陸ブロック	新潟、長岡、富山、金沢、石川、福井
	中部ブロック	春日井、名古屋北、名古屋東、名古屋西、名古屋南、刈谷、一宮、四日市、津、岐阜
近畿地区	京滋ブロック	びわこ、滋賀、京都北、京都東、京都西、京都南、枚方、京阪、北大阪
	大阪支社ブロック	新大阪、港(※)、松原、大阪中央、鶴見、なにわ、堺、泉北、海外事業部
	大阪ブロック	奈良、奈良南、東大阪、八尾、岸和田、南大阪(※)、和歌山
	兵庫ブロック	豊中、吹田、阪神、尼崎、西宮、神戸東、神戸、明石、明石西(※)、姫路
中国・四国地区	中四国ブロック	岡山、倉敷、福山、東広島、広島、広島西、広島南、松江、高松、松山、愛媛(※)、高知
九州・沖縄地区	九州Aブロック	山口、山口東、北九州東、北九州、北九州南
	九州Bブロック	福岡、福岡東、福岡中央、福岡西、福岡南
	九州Cブロック	久留米、佐賀、長崎、大分、熊本、八代、宮崎、鹿児島
	沖縄ブロック	沖縄
その他	—	不動産賃貸事業等

(※) 当事業年度において開設した支社であります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
4,027 (5,601)	31.8	5.0	4,310

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 前事業年度に比べ従業員数が354名増加していますが、この増加は業容拡大に伴う定期採用等によるものです。
3. 平均年間給与は、税込支払給与額であり、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員数のセグメント別内訳は、次のとおりであります。

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	管理職・事務職 （人）	営業職（人）	現業職（人）	計（人）
北海道・東北地区	79	69	245	393
関東地区	404	312	758	1,474
中部・東海地区	170	119	325	614
近畿地区	275	147	436	858
中国・四国地区	68	52	135	255
九州・沖縄地区	119	84	227	430
その他	3	—	—	3
合計	1,118	783	2,126	4,027

- (※) 1. 監査室員6名は、それぞれの常駐地区に含まれております。
2. 本社管理部門の従業員数（65人）は近畿地区に含めて記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国の経済は、昨年4月以降、世界景気の冷え込みや景気の先行き不透明感を反映し、景気の後退局面に入ったと思われる時期が続きました。しかし昨年11月の衆議院解散を機に始まった円安、株高は消費者心理を改善するとともに、企業保有株の値上がりや年金運用の好転等を通じ家計や企業経営にプラスの影響を及ぼし始め、企業業績改善への期待が急速に高まることとなりました。

また住宅業界におきましても過去最低の住宅ローン金利や住宅価格の先高見通し、消費税引き上げ等々の諸条件から、模様眺めの雰囲気を感じ需要好転の気配が出てまいりました。

しかし引越業界は景況感改善の期待や気配先行のため、景気好転の恩恵を受けるには程遠く、依然として厳しいシェア競争と価格競争に終始いたしました。

このような状況の下、当社では着実な経営努力を実施いたしました結果、取扱引越件数は639,950件（前年同期比6.9%増）と増加し、売上高は58,649百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

売上高につきましては、セグメント別構成比において、北海道・東北地区8.1%、関東地区35.5%、中部・東海地区16.0%、近畿地区19.9%、中国・四国地区7.2%、九州・沖縄地区12.6%、その他0.7%となりました。

また、セグメント別の売上高増減率については、前年同期比で北海道・東北地区2.8%増、関東地区7.1%増、中部・東海地区6.9%増、近畿地区9.2%増、中国・四国地区8.1%増、九州・沖縄地区7.1%増、その他37.0%増となりました。

法人向けの営業につきましては、取引拡大の結果、売上高は27,976百万円（前年同期比11.1%増）と増加しました。

インターネットを利用した見積り依頼による販売実績につきましては16,259百万円（前年同期比5.9%増）と増加しました。

売上原価のうち労務費は19,804百万円（前年同期比4.8%増）となり、売上原価総額は35,462百万円（前年同期比6.2%増）となりました。また、販売費及び一般管理費のうち人件費は10,754百万円（前年同期比15.1%増）となり、販売費及び一般管理費は18,307百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

この結果、営業利益は4,879百万円（前年同期比5.0%増）となり、経常利益は5,118百万円（前年同期比5.6%増）となりました。

また、当期純利益につきましては、2,558百万円（前年同期比12.0%増）となり、増収増益を達成しました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ563百万円増加し、当事業年度末残高は2,022百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動による資金は、4,722百万円の増加（前年同期の資金は5,389百万円の増加）となりました。

これは主として、税引前当期純利益5,052百万円に対し、法人税等の支払額2,534百万円などの資金減少要因がありましたが、減価償却費1,493百万円などの資金増加要因があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動による資金は、3,321百万円の減少（前年同期の資金は2,550百万円の減少）となりました。

これは主として、有形固定資産の取得による支出が2,774百万円あったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動による資金は、837百万円の減少（前年同期の資金は2,505百万円の減少）となりました。

これは主として、借入による収入が6,400百万円あった一方で、借入金の返済による支出5,986百万円、設備関係割賦債務の返済による支出633百万円及び配当金の支払額617百万円があったことによるものであります。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月17日

株式会社サカイ引越センター

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小竹 伸幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社サカイ引越センターの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サカイ引越センターの平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社サカイ引越センターの平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社サカイ引越センターが平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月17日
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長田島哲康は、当社の第36期（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認にあたり、特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年6月17日
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長田島哲康は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、売上高を指標として全事業拠点を対象とし、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、給料及び手当、臨時従業員費に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。